

# 平成30年12月定例総会

平成30年12月4日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

# 平成30年度第9回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年12月4日（火） 午後3時から3時50分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山	巖
職務代理	2番	岡崎	直正
	1番	黒原	一寿
	3番	山本	美加
	4番	橘	なぎさ
推進委員	1番	池田	克彦
	3番	横山	保幸
	4番	宮上	昌三
	5番	上野	清吉
	6番	弘田	好希
	7番	田邊	昌一
	8番	池	俊伸

4. 欠席委員 (1人)

2番 西村 芳秀

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明（公用）の審議について

議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見聴取

議案第4号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	眞弓
農林水産課長補佐	岡田	哲治
農林水産課農業係長	濱田	三幸
農林水産課農業係主幹	出口	直人
事務局係長	中山	真寿美
事務局員	細川	美佐

## 会議の概要

議長  
(中山会長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から土佐清水市農業委員会12月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告を申し上げます。  
西村委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、  
**議案第1号 非農地証明(公用)の審議について**  
**議案第2号 農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について**  
**議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取**  
**議案第4号 その他の件について**  
の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として、1番、黒原委員。2番、岡崎委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号 非農地証明の審議について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(中山)

はい、それでは非農地証明の審議 3件を一括でご説明いたします。  
議案書2ページをお開きください。申請番号は、19. 20. 21. 申請日は11月10日です。申請人と土地の所在は議案書に記載の通りです。地目は全て畑で、面積は341㎡、390㎡、485㎡となっております。申請地は、元は農業振興地域の農用地区域内の農地でしたが、集落からの距離や、傾斜による耕作の不便さから、耕作放棄され現在に至っております。雑草、灌木が生い茂り、借手も見込めないことから、現況に合わせて非農地証明を申請するため、所有者から申請を受けて、7月定例総会で農用地からの除外について、審議をしていただきました。3ページの位置図も合わせてご確認ください。除外後は非農地証明申請を行う前提のもと、審議の結果、現況は非農地との判断で農業委員会の承認を受けましたので、その後、県と協議を行い、11月9日付けで農用地からの除外が完了しております。事務局からの説明は以上です。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。これより、質疑に移ります。  
質疑のある方は、挙手の上、指名を受けてから質問をお願いします。

山本委員

はい。現地に行ったことがあるんですが、すごく荒れて、農地としては利用出来ないなど、思ったんですけど、今後ソーラーとかに利用するんですか？  
そういう話が出てるんですか？

事務局 そうい話があります。

山本委員 ソーラーやったら、日当たりも良いので最適だと思います。

議長 他にありませんか？

横山委員 ソーラーという話が出ちょうがですか？ 隣地はどうもないかね？

事務局 隣地は、ちょっと隔てて果樹を植えているところもありますけど、現況がすでにこのような状態になって長年たっておりますので、非農地が出たらその後のことは、もう・・・。

横山委員 こちら辺で、何年か前にもあったねえ。

事務局  
(岡田) 現地は7月に行っちよったがですけど、宮上委員と、前のソーラーがあって、小屋を建てている大工さん、元大工さんが居る所の、右側（清水、下ノ加江）よりで、問題ないですか？ と聞いたら、「すでにあるけん問題ない。」ということでした。

委員 ソーラーするには、最適な場所やね。 日当たりも良いし。

議長 その他ありませんか？

委員 ありません。

議長 ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より本件についての異議はありますか？

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、これより採決に移ります。  
議案第1号 非農地証明の審議について をお諮りします。議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員でありますので、可決と致します。

次に、議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について整理番号順に行います。  
まず、整理番号30-028 について担当者の説明を求めます。

事務局  
(出口) はい、議案書4ページをお願いいたします。議案第2号 農地利用集積計画(利用権の設定)の審議 1件について、ご説明いたします。

借受人：地区加久見、氏名・年齢・住所は記載の通りです。担当委員さんは、中山委員さんになります。認定所在地は記載の通り、地目は田、面積は2筆合計で2,595㎡、作物は水稻を行う予定です。始期に付きましては平成30年12月7日、終期は平成33年12月6日までとなっております。賃料等に付いては、10a当りの賃料3,000円で、口座振込となっております。

借受人の農業経営の状況ですが、農作業従事日数は300日、世帯員2人の内2人が農業従事者です、雇用労働力はありません。農機具所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、軽四トラック1台となっております。5ページに現況写真・航空写真を添付しております。

以上、いずれも借受人は、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件等への抵触等もなく、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

中山委員 担当委員として説明をいたします。今、事務局が言った通りでありますので審議よろしく願います。

議長 以上で、議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手の上、指名を受けてから質問をお願いします。

山本委員 はい、山本です。このように若い方ががんばっているのは、すごくうれしく思います。この方は、農業歴は何年ぐらいですか？

中山委員 畑、野菜などは古いですが、水稻は3年目です。

横山委員 山本委員さんの言うように、若い人がこうやって借りてやってくれるという事は、喜ばしいことやと思うけん賛成します。

議長 他にありませんか？ ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの、意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より、本件について異議はございませんか？

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について  
整理番号30-028 をお諮りします。議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

議長 次に、議案第2号 整理番号30-029 について担当者の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案書6ページをご覧ください。

(濱田)

利用権の設定 整理番号30-029です。借受人は高知県の農業公社です。農地中間管理事業を活用するもので、貸付人の氏名・住所は記載の通りです。所在については、いずれも宗呂で、内ヤシキからウトノ川口までの10筆です。合計面積が6,276㎡、作物については、いずれも水稻。始期に付きましては、平成30年12月10日から平成33年12月9日までの3年間となっております。使用貸借によりますので、賃料は発生しておりません。7ページをご覧ください。

7ページの左に、航空写真からの位置図を示させて頂いております。宗呂上の集落を越えて、コバマの付近で青黒く塗っている所が、位置図になります。7ページの右は、原208-1から順に、それぞれの農地の写真を、9ページまで掲載させていただいております。いずれも、農地として使われているところで、平成27年に、この農地も農地中間管理事業の中で、貸借の契約をしておりましたが、3年間の期間満了に伴う更新の手続きです。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今の説明に対し、担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員 はい、事務局の説明のとおりです。あと、ふぁー夢宗呂川と中山君の2件で耕作しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 以上で議案に対しての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手の上、指名を受けてから質問をお願いします。

何かありませんか？

委員 ありません。異議なし。

議長 ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より、本件について異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について整理番号30-029 をお諮りします。議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

議長 次に、整理番号30-30は、事情により欠番となっておりますので、整理番号30-031 について担当者の説明を求めます。

事務局 (濱田) はい、それでは議案書10ページをご覧ください。

利用権の設定について、整理番号30-031です。借受人につきましては地区貝ノ川、氏名、住所については、記載の通りです。貸付人に付きましても地区は貝ノ川、氏名、住所は記載の通りです。所在につきましては字、宮ノウシロ、地番は624番、地目は田、面積は3,371㎡、作物については柑橘、果樹を定植予定です。始期終期に付きましては、始期が平成30年12月10日から、終期が平成45年12月10日まで、すみません、記載の間違いです。終期に付きましては平成45年12月9日までです。存続期間は15年間、使用貸借のため、10a当たりの賃料は発生しておりません。

借受人の農業経営の状況ですけれども、氏名の所に記載されておりますが、今回、借り受ける農地は、集落活動センター下川口家で、果樹を定植し栽培するものです。集落活動センター下川口家は、任意の団体になりますので、法人格を持っていませんので、組織として借り受けることが出来ませんので、今回代表者の方が、借受されております。それと、果樹を定植をしますので、5年10年で果樹が生りだしてから、返してくれと言われても困るので15年という長い期間での借受の期間となっております。

11ページをご覧ください。航空写真です。下のほうに国道321号線が走っておりまして、清水方面から貝ノ川の信号を右折、旧小学校を過ぎて、天満宮の後ろの田となります。12ページに現況の写真を載せています。草刈をしている途中の写真となります。こういう状況で借り受けて農地の整備も終わったところ です。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今の説明に対し、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員 はい、事務局の説明のとおりですが、果樹は先日品種を決めたそうですが、沖縄で栽培されよう、なんでしたかね？

事務局 シークワーサーです。

岡崎委員 シークワーサーですかね。それを定植して集落活動センターの方で管理してやってくれるということです。以上ですので、よろしくをお願いします。

議長 以上で議案に対しての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手の上、指名を受けてから質問をお願いします。



山本委員 はい、山本です。シークワサーですかね、清水も温暖で暖かいですが、沖縄で作る果樹の気温に足りるかということも、考えて植えられますか？

事務局 (濱田) そうですね、振興センターの果樹担当とも、協議させていただいて、土佐清水市に合う酢ミカン、ということで選定させていただいております。

議長 他にありませんか？

岡崎委員 苗代とか、それにかかる労力とかは、どういう形になるがですか？定植にかかる労力とか、その後の管理等はどうする計画ですか？

事務局 (濱田) 農林水産の農業がらみの方で、本年度から3ヶ年での事業としまして、山村活性化事業 という国からの事業を取ってきております。これが、集落でも耕作放棄地が増えている状況の中で、それを解消してですね有効利用していただきたい。ただ、集落にとっても、野菜を作れと言っても、それをよう作らんなくて、耕作放棄地になっている状況の中で、なかなか進みませんので、一定、果樹でも青果で出すもの、形・見栄えが必要なものに対しては、やっぱり、ずっと手をかけないといけませんので、果汁として、酢ミカンとして使うのであれば、労力の省力化もできるという事で、酢ミカンを推進しております。3年間に付きましては、耕作放棄地の解消から定植までの労務の手当てであるとか、土作りの経費であるとか、というものは、補助金の中で賄えるようにしております。

3年目以降の、実際に実が生りだしてからの収穫については、其々の組織の方に負担をお願いするものです。

岡崎委員 すみません。ついでに、3年間ということですが、3年後には収穫できるようになりますか？ それと、販路よね、そういう計画は考えてますか？

事務局 (濱田) 現時点では、ここに売れるとかいう確定のものは無いんですけども、市の一応これを市内、山村活性化事業の中で、市内の意欲のある地区の方に、取り組んでいただきたいという思いもありますので、一定何地区もできるか分かりませんが、そういう形で量がかたまってくることも想定しておりますし、3年後からいきなりドンとはできませんので、それまでの摘果するなどの、できてくる実については、第3セクターであるとか、果汁を絞って成分分析とかも含めて、利用の価値を高めていきたいと考えております。

議長 その他ありませんか？

ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より、本件について異議はございませんか。



推進委員

異議なし

議長

異議がないようですので、これより採決に移ります。  
議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について  
整理番号30-031 をお諮りします。議案に賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見聴取について  
担当者の説明を求めます。

事務局  
（濱田）

はい、議案書13ページをお開きください。議案第3号 農用地利用配分計画  
（案）についての意見聴取でございます。

借受人につきましては、地区宗呂、農事組合法人ふぁー夢宗呂川さんです。  
耕作を行う面積は、261,960㎡。内、今回中間管理機構を通して利用権を設定  
する面積は、5,829㎡となっております。配分計画（案）につきましては、先ほ  
ど第2号議案でご審議いただきました、集積計画の10筆の内、1番から9番まで  
内ヤシキから原の9筆について、ふぁー夢宗呂川さんの方に配分するというも  
のです。利用権の設定の時期は、中間管理機構が借りた、平成30年12月10日  
から平成33年12月9日までですが、配分するものにつきましては、右側に設定  
する権利等というところで、始期が空欄になっておりますが、今回の意見聴取  
で承認をいただきましたら、県に意見書を提出して、県が公告した日から農業  
公社が借りている、平成33年12月9日までとなります。

次に、14ページをご覧ください。借受選定理由書です。真ん中辺に借受者  
の希望者、という形で氏名等の記載がありますが、この方達が、現在土佐清  
水市で農地を集積したいということで、受け手として手を挙げていただいている  
方です。

今回の9筆につきましては、ふぁー夢宗呂川さんが一番上におりますけども、  
基本事項への適合、優先配慮事項該当、その他の優先事項をそれぞれ記載  
しております。最優先順位が一番上のふぁー夢宗呂川さんを選定しております。

続けて、15ページをご覧ください。先ほど集積した10筆の内、最後の1筆  
ですが、借受人が宗呂地区の住所・氏名は記載の通りです。この方の耕作を  
行う面積は、49,102㎡。内、今回中間管理機構を通して利用権設定する面積  
が、447㎡です。配分計画（案）につきましても、先ほどと同様です。記載の  
通りです。16ページの選定理由書につきましても、今回、その他、優先理由の  
希望条件との適合であったり、経営農地との位置関係とで優先順位が高くなっ  
ておりますので、この方に配分するという計画（案）を作成しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今の説明に関して、担当委員より補足説明があればお願いします。  
この議案第3号に関しては、2件になっていますので、最初の9筆についてと、2回に分けて審議します。

岡崎委員 　説明は2件一緒にいいですか？同じ利用権です。先ほども言いましたが、ふぁー夢宗呂川と、担い手の●●君が耕作するというので、集積する関係で7ページの地図をもう一度見てください。7ページの位置図の、上の方の9筆がふぁー夢宗呂川が借受けるところ、下の方に1筆あるのが、●●君が借受ける場所です。集積の関係で、上の方はその近くを、ふぁー夢宗呂川が耕作して、下の方は、●●君がその近くを耕作しています。その関係で今回の配分計画を立てておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 　他にありませんか？

横山委員 　規模が大きくなると、こういった配分をどんどん考えていかんと、作業効率が悪いので、ぜひやるべきやと思ひます。

議長 　他にありませんか？

山本委員 　はい、中山卓君はお米の後に、ブロッコリーかなんか作ってますか？

岡崎委員 　はい、ブロッコリーを確実な数字は分かりませんが、3haぐらいは作っていて収穫も暫時するような、稲刈りが終わって7月の終わりに種をまいて、5月中旬頃まで収穫できるように、段階的に何回かに分けて、今、新ブロのポリ掛けるやつを植え始めて、ほんの2,3日前にポリを掛けておりました。先になって若い方がやってくれる、ぜひ、ふぁー夢宗呂川もおりますけれど、●●君にもがんばってもらって、お互い協力して農業を守って行かないかんとお願ひしております。  
益野でも作っております。●●君は、3ha? 2ha何ぼくらいやと思ひますけど益野の方で水稻の方を作りに行っております。よろしくお願ひします。

議長 　他にありませんか？

上野委員 　●●君は、なかなか休みなしに、ほんまに順繰り順繰りにトラクター乗ったりブロッコリーの畝たてしたり、ほんまに間なしにやりよる。気持ちが良い。

議長 　他にありませんか？

委員 　ありません。

議長 事務局ちょっと、これは2件に分けて審議するかよ？

事務局 よろしければ、1件でまとめて。

議長 ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。農地利用最適化推進委員より、本件について異議はございませんか。

推進委員 異議なし

議長 異議がないようですので、これより採決に移ります。  
議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての意見聴取について  
をお諮りします。議案の通り承認する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。  
  
挙手全員です。よって本件は承認いたします。  
  
議案第4号 その他の件について  
非農地証明の報告について 事務局の報告を求めます。

事務局  
（中山） それでは、非農地証明について報告いたします。  
議案書の17ページをお開きください。  
申請番号18番、申請日は11月20日です。申請人及び土地の所在につきましては記載のとおりです。地目は畑、2筆で合計293㎡となっております。申請地第三土地区画整理区域に指定されており、既に宅地造成工事が完了し、45街区25（135㎡）に仮換地指定済となっておりますので、11月21日に非農地証明書を交付済みとなっております。報告は以上です。

議長 次に、次回開催日についてです。  
次回の定例総会は、平成31年1月7日（月曜日）  
午前10時より 市役所第一会議室にて行います。  
  
その他に何かございませんか？  
ないようですので、以上で12月定例総会を閉会といたします。